

平成17年度独立行政法人環境再生保全機構業績実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
第2.業務運営の効率化に関する事項	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	
(1)組織運営の効率化	(1)組織運営の効率化	(1)組織運営の効率化	(1)組織運営の効率化	A	職員の削減を含めた人員配置の見直しが行われており、特に、石綿関連業務の実施体制の整備を短期間において実施できたことなど、組織運営の効率化が適切に図られている。また、上司と部下の面談を経て実施する新人事評価制度の試験運用を開始し、職員の責任と役割分担の一層の明確化による効率的な業務執行体制の整備に努めている。今後は、新人事評価制度が運用段階に入り制度の真価が問われることとなるが、今回の結果を次年度以降の見直しに反映させ、更に組織運営の効率化が進められることを期待する。
<p>現行の組織運営体制を検証し、業務の廃止等に伴い、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の効率化を推進する。</p> <p>機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。</p> <p>さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。</p>	<p>機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、組織及び人員配置の見直しを行う。</p> <p>また、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務が遂行できるよう体制を整備する。</p>	<p>1)組織及び人員配置の見直し ・年度途中で石綿健康被害救済業務を担うことになったことから、短期間に体制を整備 ・各部の業務の見直しを行い、職員を2名削減</p> <p>2)効率的な業務遂行体制の整備 ア)人事評価制度の試験運用を開始 イ)組織目標と連動した業務計画の作成と業績評価を実施 ウ)試験運用の後、内容を再検討し、平成18年度から本格運用</p>			
(2)業務運営の効率化	(2)業務運営の効率化	(2)業務運営の効率化	(2)業務運営の効率化	A	各業務の自己点検・自己評価の実施結果及び外部有識者による業務評価委員会の提言に基づき、業務運営の効率化が推進されている。また、情報共有化システムの強化、サービスの活用、アウトソーシングの推進、電子化の促進等により業務運営の効率化が適切に図られている。特にサービスとの契約変更による経費節減及びアウトソーシングの推進による人件費の効率化は評価できる。今後は、アウトソーシング及び一般競争入札の更なる推進、電子化の推進によるコスト削減への定量的な分析などにより、引き続き業務運営の効率化が進められることを期待する。
<p>業務に対する事後評価の実施</p> <p>業務全体に対する事後評価を毎年度実施し、その結果を業務の運営に反映させることにより、業務内容に応じた業務の効率化を図る。</p>	<p>業務に対する事後評価の実施</p> <p>機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>業務に対する事後評価の実施</p> <p>平成16年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、外部専門家、有識者からなる業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>1)中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、以下の課題について半期毎に自己点検・自己評価を実施 ・石綿健康被害救済給付業務の追加に伴う組織及び人員配置の見直し ・業務委託先に対して機構の環境に配慮した取組の要請 ・地球環境助成事業の第三者評価の着実な推進 ・競争契約の推進 ・経費の削減と事業・業務の効率化</p> <p>2)業務評価委員会を開催(平成17年6月、11月)し、得られた意見・提言を業務に反映 ・ディーゼル自動車対策に係る助成事業の見直し ・助成率や対象車種の範囲の見直し ・地球環境基金と民間助成団体との助成の連携 ・札幌の助成金概要説明会に参加して連携を推進 ・環境保健分野における調査研究成果の海外への情報発信 ・アジア太平洋アレルギー臨床免疫学会員向けに作業を実施 ・職員の専門性の向上 ・予防事業に環境保健分野と環境改善分野別にグループ制を導入</p>		
その他	事務処理の簡素化、迅速化の推進	事務処理の簡素化、迅速化の推進	事務処理の簡素化、迅速化の推進		
<p>業務運営全体を通じて、情報化・電子化による効率化、業務の外部委託等を図ることにより各種事務処理の簡素化・迅速化に取り組み、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、一般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。</p>	<p>情報共有化システムの機能を高め、機構全般に係る手続の事務処理の簡素化、迅速化を図るとともに、引き続き情報の共有化、知識の共有化を推進する。</p>	<p>1)ネットワークを活用した手続き等の簡素化・迅速化、情報の共有化 情報共有化システムの機器の更新と合わせて、ハードディスク容量の確保、メール機能の一部強化及び不正アクセス・コンピュータウィルス対策を適切に実施</p> <p>2)基金の運用等知識の共有化 資金管理委員会を定期的で開催し、各基金の運用等に係る知識の共有化を図るとともに、石綿健康被害救済基金創設に対応して資金管理規定を改正</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
	<p>外部委託の推進</p> <p>機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託し、効率的な回収を図る。</p> <p>また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。</p>	<p>外部委託の推進</p> <p>機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託する。</p> <p>また、外部の専門機関に委託することがより効率的であると考えられる業務について検討し、その結果を踏まえアウトソーシングを行う。</p>	<p>外部委託の推進</p> <p>1) 延滞債権等のサービサーへの委託、回収状況 ・委託債権のうち新たに1組合に対し法的処理に移行 ・委託サービサーは前年より継続、合併により計3社 ・平成17年度委託債権からの回収額は18.8億円 (平成16年度実績:約35.9億円) ・委託契約の変更の結果、委託費用が前年比36.6%減</p> <p>2) アウトソーシングの推進 ・機構ホームページ用サーバの管理等業務委託 ・サーバ管理及びページの作成業務等:支出3.2百万円 ・給与計算事務委託 ・役職員の給与・賞与の計算、給与明細の作成、年末調整及び源泉徴収票等の作成事務:支出約1百万円</p>		
	<p>契約に係る競争の推進</p> <p>会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。</p>	<p>契約に係る競争の推進</p> <p>会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。</p>	<p>契約に係る競争の推進</p> <p>1) 契約に係る競争の推進 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き原則として競争に付した</p> <p>2) 競争の推進 競争契約の割合 30.0% 一般競争 20.8%(25件) 指名競争 3.3%(4件) 企画競争 5.8%(7件)</p>		
	<p>電子化の推進等</p> <p>ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整理し、共有システムの活用を促進させる。</p> <p>イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。</p> <p>ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。</p>	<p>電子化の推進等</p> <p>ア 機構全体に係る事務処理について、内部ネットワークを利用し、共有システムの一層の活用を促進させる。</p> <p>イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。</p> <p>ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムの利用促進を図る。</p>	<p>電子化の推進等</p> <p>1) ネットワークの統合・整備状況 ネットワークの統合・整備状況 ・旧法人ごとに分かれていたパソコンのシステム環境を統合化 ・不正アクセス、コンピュータウイルス等の被害からの保護のため必要な機器の更新 共有システムの活用 ・グループウェア、出退勤システム等4システムを機構全体で活用</p> <p>2) オンライン申請等電子申請を行っている業務の事務処理の効率化 徴収システム ・約300件の新規・更新認証情報取得 ・オンライン申告等の利用が促進されたことにより処理時間数が平成15年度比で12%、16年度比で3%短縮 納付システム ・手引きの見直し、提出期限の周知徹底等により事務処理日数を平成15年度比で10.0%削減 助成金システム ・オンライン申請等システムから内部事務処理システムへデータ転送により、事務処理日数が平成15年度比で19日(28.0%)短縮</p> <p>3) 会計システムの導入等 予算から決算までを一元的に管理できる経理電算システムを構築し、導入 ・公健勘定及び基金勘定は、全面的に新システムへ移行し、運用中 ・承継勘定では、現在の債権管理システムのデータを新会計システムに取り込む機能を追加</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
<p>(3)経費の効率化・削減</p> <p>業務運営の効率化を進め、経費(一般管理費及び事業費の合計)について、平成15年度に対し、以下の効率化・削減を図る。</p> <p>一般管理費</p> <p>一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を行う。</p> <p>なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。</p>	<p>(3)経費の効率化・削減</p> <p>業務運営の効率化を進め、一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を行う。</p> <p>なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。</p>	<p>(3)経費の効率化・削減</p> <p>業務運営の効率化を進め、一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成17年度においても業務の効率化に努め</p>	<p>(3)経費の削減・効率化</p> <p>一般管理費</p> <p>1)一般管理費の削減 業務の効率化に努め、移転経費等を除く一般管理費は、平成15年度比で24.3%削減</p>	A	<p>一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減が行われている。今後は、これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮することも必要である。</p>
<p>事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。</p> <p>石綿健康被害救済関係経費に係る事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<p>事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。</p> <p>なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。</p> <p>また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<p>事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、平成17年度においても1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成17年度においても業務の効率化に努める。</p> <p>なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成17年度においても適切な執行に努める。</p>	<p>事業費</p> <p>1)事業費の効率化 公害健康被害予防事業費(知識普及費、研修費及び予防情報提供事業費)について、平成16年度比で7.4%の業務の効率化</p> <p>2)運営費交付金を充当する事業費の削減 運営費交付金を充当する事業費は、業務の効率化に努め、平成15年度比で14.2%削減</p> <p>3)債権回収委託費の削減 債権回収委託費は、委託債権を厳選し、ほぼ回収を終了した1組合の委託解除 委託費用の回収手続料は、見直しの結果、平成16年度比36.6%削減</p>		
<p>(4)業務における環境配慮</p> <p>国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき具体的目標を掲げ、物品及びサービスの購入に際しての環境配慮を徹底し、環境物品等の調達を原則として100%達成する。</p> <p>また、物品及びサービスの使用・廃棄に当たっての環境配慮のための具体的計画を策定し、その達成に努める。</p>	<p>(4)業務における環境配慮</p> <p>国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。</p> <p>また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。</p>	<p>(4)業務における環境配慮</p> <p>国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。</p> <p>また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」に基づいて、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。</p>	<p>(4)業務における環境配慮</p> <p>1)環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等 グリーン購入法第7条の規定に基づき、平成17年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構ホームページで公表 特定調達物品購入については、調達目標どおり100%を達成</p> <p>2)環境配慮のための実行計画 平成17年度に策定した「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー使用量の抑制に努め、平成16年度比マイナス6.5%の削減 上記実行計画に基づき、電子情報を活用する等して紙の使用量の抑制を実施した結果、平成16年度比マイナス3.6%削減 機構が発注する事業において、環境物品の使用に関する事項を仕様書に盛り込み、適切な環境保全を促進</p>	A	<p>「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、特定調達物品購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づくエネルギーの使用量及び用紙類の削減量について、目標を上回る効果を上げ、効率化により経費削減に努力していることは評価できる。引き続き、環境配慮のための実行計画などの実施による一層の環境配慮に期待する。</p>

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント									
<p>第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、広く情報提供を行い、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。</p> <p>個々の業務については、以下のとおり目標を定める。</p>	<p>第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや機関誌・広報誌等により情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。</p> <p>また、機構業務全般に係わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。</p> <p>さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページや機構業務案内等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。</p> <p>また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1) 季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況 季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報 広報誌等：6種、120,080部 各業務、事業の実施段階において、業務等の関係者に対し、周知・広報を実施 各業務、事業の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者等へアンケート調査を実施し、ニーズを把握</p> <p>2) ホームページによる情報提供の状況 機構ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を実施 機構トップページアクセス件数：335,691件(平成16年度比109.4%)</p> <p>3) 環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組 機構への来訪者に対し、公健制度や大気環境の情報などの提供 機構ホームページでの問い合わせや照会事項への対応 環境保健分野の知見、ノウハウ等を活用し、環境省からの受託業務を実施 日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供</p>	A										
<p>公害健康被害の補償及び予防業務</p> <p>(1) 汚染負荷量賦課金の徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を平成15年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保する。</p>	<p>公害健康被害の補償及び予防業務</p> <p>(1) 汚染負荷量賦課金の徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。</p>	<p>公害健康被害の補償及び予防業務</p> <p>(1) 汚染負荷量賦課金の徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。</p>	<p>公害健康被害の補償及び予防業務</p> <p>(1) 汚染負荷量賦課金の徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>1) 汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況 徴収率及び収納率とも平成15年度水準を達成 徴収計画額に係る徴収率、申告額に係る収納率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>徴収率</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>100.36</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>100.35</td> <td>99.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 納付義務者への効果的指導及び質問事項への的確な対応 148商工会議所(102会場)において申告・納付説明会を実施</p> <p>3) 申告督促 未申告の329事業所のうち、文書督促等の申告督促を行い、54事業所より徴収 79事業所の精算結了 破産等により手続中の196事業所を確認</p>	年度	徴収率	収納率	平成15年度	100.36	99.99	平成17年度	100.35	99.99	A	<p>本部及び大阪支部それぞれにおいて納付義務者への説明会を効果的に実施し、個別の問合せ等への対応も的確に行われ、徴収率・収納率とも適切に目標を達成している。また、申告マニュアル及びホームページの改善を図り、ホームページへのアクセス件数は大幅に増加する等、納付義務者の利便性の向上に努めていることが評価できる。</p>
年度	徴収率	収納率												
平成15年度	100.36	99.99												
平成17年度	100.35	99.99												
<p>納付義務者等に対する効果的な指導</p> <p>納付義務者等に対して申告・納付に係る効果的な指導を図る。</p>	<p>納付義務者等に対する効果的な指導</p> <p>ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。</p> <p>イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。</p>	<p>納付義務者等に対する効果的な指導</p> <p>ア 業務委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。</p> <p>イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。</p>	<p>納付義務者等に対する効果的な指導</p> <p>1) 委託商工会議所に対する的確な業務指導 156商工会議所と汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託(平成17年4月1日から6月14日まで) 業務委託担当者研修会を開催(平成18年3月2日) 36商工会議所に対する委託徴収業務の実施状況についての確認調査</p> <p>2) 汚染負荷量賦課金申告納付説明会のフォローアップ 申告納付説明会の事後検討会を実施 次年度の説明資料の整備、手引き・マニュアルの改訂を実施</p>	A										

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント																											
納付義務者に対するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付の相談、質問事項等を的確に把握し、提供するサービスの充実を図る。	納付義務者に対するサービスの向上 ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。 イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。 ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。 エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。	納付義務者に対するサービスの向上 ア 委託商工会議所が主催する103会場の説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。 イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫酸酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、説明資料に反映させる。 また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。 ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、必要に応じてホームページの改善を図る。 エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。	納付義務者に対するサービスの向上 1) 汚染負荷量賦課金申告納付説明会への的確な対応 ・103会場、3,844事業者の出席 ・各説明会場では、FD・オンライン申告のデモ他、質疑応答等の時間を設け、全体又は個別に対応 2) 適正な申告への取組 誤りの多い事例を整理し、申告納付説明会で指導するほか、FD・オンライン申告に使用する様式(雛形ファイル)の改善 説明会に職員を派遣 申告・納付説明会の開催期間中の問い合わせ等について、体制を整備 3) 賦課金専用ホームページの改善 ・公害健康被害補償制度概要の内容を充実 ・汚染負荷量賦課金申告の手引き、各種届出様式等のダウンロード可能ページを追加 ・Q&A内容の充実 ・商工会議所・関係自治体等のリンクの充実 4) 「名称等変更届出書」のオンライン化 ・「名称等変更届出書」のオンラインシステムの運用を開始 ・オンラインによる提出141件																													
(2) 都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努める。 また、都道府県等からの納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下にする。	(2) 都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告(以下「納付申請等」という。に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。 イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。 ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。	(2) 都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 都道府県等からの提出期限の徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により、事務処理日数を平成15年度比で10%削減する。必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。 イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。 ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。	(2) 都道府県等に対する納付金の納付 納付申請等に係る事務処理の効率化 1) 納付申請等提出書類作成の手引見直し及び提出期限の周知徹底を図った結果、事務処理日数を平成15年度比で10.0%削減 <table border="1"> <tr><th colspan="3">事務処理日数</th></tr> <tr><th>納付金の名称</th><th>平成15年度</th><th>平成17年度</th></tr> <tr><td>補償給付費納付金</td><td>136日</td><td>120日</td></tr> <tr><td>公害保健福祉事業費納付金</td><td>83日</td><td>77日</td></tr> <tr><td>計</td><td>219日</td><td>197日</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="3">電子媒体による申請都道府県等</th></tr> <tr><th>納付金の名称</th><th>平成15年度</th><th>平成17年度</th></tr> <tr><td>補償給付費納付金</td><td>37/40</td><td>37/39</td></tr> <tr><td>公害保健福祉事業費納付金</td><td>40/45</td><td>40/44</td></tr> </table> 2) 現地指導を、旧第一種地域12県市区、第二種地域1県を対象に実施 実績報告書の確認を行い、適正な処理を行うように指導 3) 5県市区に事業実態調査を行い、事業内容、要望、参考となる事例などを聴取 ・環境省実施の公害保健福祉事業担当者研修会の場を活用し、情報提供を実施 ・インフルエンザ予防接種費用助成事業について周知徹底したことにより、12県市区で予定のところ、18県市区で実施	事務処理日数			納付金の名称	平成15年度	平成17年度	補償給付費納付金	136日	120日	公害保健福祉事業費納付金	83日	77日	計	219日	197日	電子媒体による申請都道府県等			納付金の名称	平成15年度	平成17年度	補償給付費納付金	37/40	37/39	公害保健福祉事業費納付金	40/45	40/44	A	関係書類作成要領等の見直し及び各申請書類の提出期限の周知徹底を実施することにより、事務処理日数の削減を初めとした事務処理の効率化について適切に目標を達成している。引き続き、納付金の申請事務等の電子化を進めることにより、都道府県等の事務負担を軽減するなど、更なる効率化を期待する。
事務処理日数																																
納付金の名称	平成15年度	平成17年度																														
補償給付費納付金	136日	120日																														
公害保健福祉事業費納付金	83日	77日																														
計	219日	197日																														
電子媒体による申請都道府県等																																
納付金の名称	平成15年度	平成17年度																														
補償給付費納付金	37/40	37/39																														
公害保健福祉事業費納付金	40/45	40/44																														
納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 納付金の申請等に係る電子化の推進により、都道府県等の事務負担の軽減を図る。	納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。 現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。 イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。	納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 ア 電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。 福祉事業の新規メニューに対応したフロッピーディスクのシステム改修を行う。 オンライン申請については、引き続き他の都道府県等についても導入等の意向や実態把握を行う。	納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 未実施都道府県等に対し導入を促進するために納付システムの回収を実施 オンライン申請の可能性等について意見を聴取																													

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント												
(3)公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図る。	(3)公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。	(3)公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。	(3)公害健康被害予防事業 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化 1)公害健康被害予防基金の運用状況 運用方針に基づく運用 ・運用利回り及び取得債券の種別バランスを勘案して、安全確実な債券に重点をおきつつ効率的な運用を実施 ・債券市場の状況を考慮して、中長期(5年債、10年債)ものを選択し、5年債を中心に運用 ・償還額の平準化 平成17年度運用収入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度 予算額(A)</th> <th>平成17年度 決算額(B)</th> <th>(A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>1,467 百万円</td> <td>1,469 百万円</td> <td>2 百万円</td> </tr> <tr> <td>利回り</td> <td>2.88%</td> <td>2.88%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2)事業の重点化、効率化 運用収入の減少見込みに対応し、年度計画に定める地域住民の健康確保につながる健康相談、健康診査、機能訓練事業(いわゆるソフト3事業)や講演会・講習会、ぜん息電話相談などに重点化し、効率化を図った。 ・ソフト3事業は予防事業費全体に占める割合が前年より増加 38% 44% ・低公害車普及事業は18年度から廃止 ・最新規制適合車等代替促進事業については助成条件等の見直しをしつつ引き続き実施 ・電話相談事業は積極的なPR効果により1,163件に増加 ・パンフレットの配布部数は昨年度より減少	区分	平成17年度 予算額(A)	平成17年度 決算額(B)	(A)-(B)	収入	1,467 百万円	1,469 百万円	2 百万円	利回り	2.88%	2.88%		A	公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ有利な運用に努めるとともに、運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化が適切に推進されている。講演会、講習会等の事業参加者に対してアンケート調査を行い、満足度及びニーズを把握し、次年度の事業活動に反映させるなどの事業の改善が進められている。調査研究課題の重点化を推進し、調査研究費総額は目標を上回って削減されている。知識の普及及び情報提供の実施については、利用者等から高い評価を得るとともに、ホームページへのアクセス件数が目標を上回っている。研修事業については、質的向上を図り、アンケート調査で高い評価を得るなど適切に推進されている。引き続き、各事業について地方公共団体及び受講者の積極的な参加が得られるように適切な対応を期待する。
区分	平成17年度 予算額(A)	平成17年度 決算額(B)	(A)-(B)														
収入	1,467 百万円	1,469 百万円	2 百万円														
利回り	2.88%	2.88%															
ニーズの把握と事業の改善 効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図る。	ニーズの把握と事業の改善 効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	ニーズの把握と事業の改善 効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	ニーズの把握と事業の改善 1)ニーズの把握 環境保健分野 パンフレットの利用者、講演会や講習会及びイベント等の参加者に対し、アンケート調査を実施し、満足度やニーズを把握 大気環境の改善分野 アンケート結果の要望を踏まえ、「環境改善教室」を新たに開催することを決定 2)事業への反映 アンケート結果を踏まえ、講演内容にぜん息を中心にアレルギー疾患を補足し、保育を全会場で実施														
調査研究事業の実施及び評価 ア ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化し、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減する。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図る。	調査研究事業の実施及び評価 ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図る。 これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。 なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。 また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	調査研究事業の実施及び評価 ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図り、環境保健分野で7課題、大気環境の改善分野で3課題を実施する。 なお、調査研究費総額は平成15年度比で10%以上削減する。 環境保健分野及び大気環境の改善分野について平成18年度から実施する新規調査研究課題については、それぞれ中期計画に掲げる分野を重点分野として公募を実施し、透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。 また、環境保健分野及び大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	調査研究事業の実施及び評価 1)環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施 課題の重点化 ・環境保健分野に係る調査研究は、計画した7課題のうち、6課題を実施 ・成果は、ぜん息関連のテキスト及びビデオ作成に活用 ・モデル事業1課題(ピークフローメーターを用いた在宅での自己管理支援に関する調査)は中止 ・大気環境の改善分野に係る調査研究は、公募により選定した3課題を実施したほか、継続研究1課題を加えた計4課題の調査研究に重点化 調査研究費の総額は、176百万円、平成15年度比で36%削減(モデル事業を除くと14%減) 調査研究の公募 ・環境保健分野 平成18年度から新規に実施する調査研究課題について、機構のほか日本小児アレルギー学会等ホームページを利用して公告を行い、公募を実施 ・環境保健分野 課題の決定は募集締切(平成18年5月8日)後60日以内に行う予定 ・大気環境の改善分野 外部有識者による評価によって、公募締切から42日後に新規課題を採択決定														

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント																														
参考 調査研究費総額:15年度予算額(320百万円)	(環境保健分野) ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法 平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施 (大気環境の改善分野) 幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法 平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施																																		
イ 事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせる。	イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。 また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。	イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。 また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。	2) 各調査研究課題の外部有識者による評価等 平成16年度の調査研究課題は、外部有識者による委員会で評価 ・全課題とも評価基準5段階(A~E)でC(普通)以上の評価 ・年度評価を受け、平成17年度の調査研究に反映 ・各分野別に研究発表会を開催 ・成果集を作成して地方公共団体等へ配布、機構ホームページで公開																																
知識の普及及び情報提供の実施 環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにする。	知識の普及及び情報提供の実施 ア 地域の住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。 各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。	知識の普及及び情報提供の実施 ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。 各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。	知識の普及及び情報提供の実施 1) パンフレットの配布、イベント等の実施による知識普及 知識普及事業実施状況 ア) 環境保健分野 ・「すこやかライフ」、パンフレットを約310,000部配布 ・講演会(地域住民対象に5箇所)を実施 ・ぜん息電話相談事業(1,163件) イ) 大気環境分野 ・普及啓発用パンフレット約57,000部を配布 ・低公害車フェアを5箇所で開催 ・エコライフフェアに出展 ・大気汚染防止推進月間事業として、ポスターの公募・掲出及びエコドライブコンテストに係る関連事業を実施 ・環境保全カレンダー28,000部 知識普及事業アンケート調査結果 ・5段階中上位2段階の評価が80%以上の高い評価 ・アンケートにおける意見や要望は事業内容に反映 5年を経過したパンフレットの見直し ・アンケート調査の結果では内容の見直しに関する意見なし ・アンケート調査項目の見直しを実施し、改訂に関する回答者の意見や要望を的確に把握・反映																																
	イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	イ ホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。	2) ホームページ等による情報提供 ・予防事業の実施状況に関する情報を機構ホームページ、予防情報提供誌に提供 ホームページアクセス件数 (単位:件、%)																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年度 (A)</th> <th>16年度 (B)</th> <th>差引増減 (A)-(B)</th> <th>前年度比 (A)/(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぜん息などの情報館</td> <td>40,961</td> <td>54,246</td> <td>13,285</td> <td>75.51</td> </tr> <tr> <td>大気環境の情報館</td> <td>72,730</td> <td>85,863</td> <td>13,133</td> <td>84.70</td> </tr> <tr> <td>エコカーワールド</td> <td>45,216</td> <td>12,603</td> <td>32,613</td> <td>358.77</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化</td> <td>361,511</td> <td>312,067</td> <td>49,444</td> <td>115.84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>520,418</td> <td>464,779</td> <td>55,639</td> <td>111.97</td> </tr> </tbody> </table>	区分	17年度 (A)	16年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)	ぜん息などの情報館	40,961	54,246	13,285	75.51	大気環境の情報館	72,730	85,863	13,133	84.70	エコカーワールド	45,216	12,603	32,613	358.77	地球温暖化	361,511	312,067	49,444	115.84	合計	520,418	464,779	55,639	111.97		
区分	17年度 (A)	16年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)																															
ぜん息などの情報館	40,961	54,246	13,285	75.51																															
大気環境の情報館	72,730	85,863	13,133	84.70																															
エコカーワールド	45,216	12,603	32,613	358.77																															
地球温暖化	361,511	312,067	49,444	115.84																															
合計	520,418	464,779	55,639	111.97																															

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
<p>研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施する。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。</p>	<p>研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。</p>	<p>研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。</p>	<p>研修の実施</p> <p>1) 研修事業の実施状況 保健指導研修、機能訓練研修及び環境改善研修4種5コースの研修を実施し、延べ290名の参加</p> <p>2) 研修ニーズの把握とカリキュラムの反映 保健指導の場で実際に役立つワークフローメーカーの使用法等の実習をテーマに取り入れるなどの工夫により、研修内容の質の向上を図った</p> <p>3) 研修事業アンケート調査結果 ・回答者から、5段階中上位2段階の評価が94%と高い評価 ・アンケートにおける意見や要望は、平成18年度に反映させ、さらに事業の質の向上を図っていく予定</p>		
<p>助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図る。</p>	<p>助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復につながる事業に重点化を図る。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p> <p>さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。</p>	<p>助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p>	<p>助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>1) 助成事業の重点化</p> <p>健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業(ソフト3事業)に重点化 ・予防事業費全体に占めるソフト3事業の割合は、平成16年度の38%から44%に増加</p> <p>・調査研究の成果として作成された乳幼児の保健指導マニュアルは、平成18年度の健康相談事業及び研修内容に反映</p>		
	<p>イ 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。</p> <p>なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>イ 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を重点に実施する。</p> <p>なお、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、低公害車(助成)事業については、平成17年度以降新規事業を凍結する。</p>	<p>最新規制適合車等代替促進事業については、最新規制適合車の購入に対する助成条件の見直しを実施 ・公用車: 購入価格の1% 2% ・民間事業者用: 購入価格の1% 3% ・代替に係る廃車対象車両の変更: 平成6年自動車排出ガス規制以前 平成11年自動車排出ガス規制以前 ・自動車NOx・PM法対象地域における廃車期日の変更</p> <p>・低公害車普及(助成)事業は、継続事業を除き、平成17年度からの新規採択を凍結、18年度から事業廃止</p>		
<p>イ 助成金の交付申請に係る電子化の推進により、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下とする等地方公共団体の事務負担の軽減、効率化を図る。</p>	<p>イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。</p>	<p>イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>また、内部事務処理の効率化に努め、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成16年度実績に対して短縮を図る。</p>	<p>2) 助成金交付申請等手続の電子化等</p> <p>・事務処理日数は平成15年度比で20%以上削減 ・オンライン申請未実施の自治体に対して電子申請の導入促進</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
地球環境基金業務	地球環境基金業務	地球環境基金業務	地球環境基金業務	A	
(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	A	助成事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会においてプレ評価を実施するとともに、この結果をホームページ等で公表するなど、透明性が確保されている。処理期間の短縮及び募集期間の早期化等利便性向上に向けた取組が推進されている。今後は、第三者による評価専門委員会での本格評価を実施し、助成事業の更なる効率化を期待する。
助成の固定化の回避	助成の固定化の回避	助成の固定化の回避	助成の固定化の回避		
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	地球環境基金助成専門委員会(平成17年12月6日開催)において審議し、「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度」とする旨を助成金交付要望募集要領に明記するとともに採択案審査において履行 平成18年度採択件数171件中、同一活動に係る継続3年超の交付件数0件		
助成の重点化等	助成の重点化等	助成の重点化等	助成の重点化等		
助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。また、地球環境基金運営委員会の下に設置した第三者による評価専門委員会により評価方法の導入に向けた検討を進める。	1)助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化 地球環境基金助成専門委員会の審議を経て、 ・助成対象分野は、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野 ・海外の助成対象地域は、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化する 旨を平成18年度助成金交付要望募集要領に明記 ・平成18年度アジア太平洋地域への重点化率: 81.8%(平成17年度83.3%) 2)第三者による委員会の設置及び評価方法の検討等 ・平成17年度の評価専門委員会で作成した評価様式をもとに、試行的にプレ評価を国内(5団体)及び海外(2団体)で実施したうえで、地球環境基金助成事業評価要領を策定・公表		
処理期間の短縮	処理期間の短縮	処理期間の短縮	処理期間の短縮		
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化等、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図る。	2回目の支払から、支払審査を完了したのから順次支払うこととしたことにより、8.1%処理期間を短縮 平成17年度処理期間:28.71日(平成15年度処理期間:31.24日)		
第三者機関による評価を踏まえた対応	第三者機関による評価を踏まえた対応	第三者機関による評価を踏まえた対応	第三者機関による評価を踏まえた対応		
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行う。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。また、地球環境基金運営委員会の下に設置した第三者による評価専門委員会により評価方法の導入に向けた検討を進める。	平成17年度助成金交付について、地球環境基金助成専門委員会(平成17年4月6日)において審査し、202件を採択し、730百万円を交付決定。採択結果をホームページ等で公表 地球環境基金助成専門委員会(平成17年12月6日)において平成18年度助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定し、募集を行って提出された要望案件についてどう委員会(平成18年3月6日)で採択審査を実施し、結果をホームページ等で公表		
利用者の利便向上を図る措置	利用者の利便向上を図る措置	利用者の利便向上を図る措置	利用者の利便向上を図る措置		
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図る。	ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。 イ 募集案内、各種申請書の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。 ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。	ア 助成案件の内定及び交付決定の早期化を図るため、募集時期の早期化や年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等の具体的な方策の検討を行う。 イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上でQ&Aの充実等を推進する。 ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。	平成17年度の助成採択案について ・平成17年4月20日に内定 ・平成17年7月8日に交付決定 平成18年度事業について 予算内示後、速やかに募集(平成18年1月4日~1月25日)を実施 ・募集要領決定次第、募集案内及び申請様式(ダウンロード可)等の情報をホームページに掲載 ・助成先一覧、活動事例をホームページで提供し、平成16年度分の活動事例を追加掲載(平成17年10月)		

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
(2) 振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。	(2) 振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。	(2) 振興事業に係る事項 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について検討を行う。	(2) 振興事業に係る事項 調査事業の重点化 1) 調査事業は、国の政策目標に沿って、次の課題に重点化し実施 ・環境保全に関する協働活動推進モデル事業： 神奈川地区、三重地区、愛知・三重・岐阜地区 ・不登校・ひきこもり児童等の環境教育によるこころの回復支援調査事業・3カ年計画の3年目として取りまとめを行い、事業を終了 ・平成18年度環境NGO総覧作成のためのアンケート調査 2) 民間団体等のニーズを把握するため、環境NGOと市民の集い等の講座において、アンケート調査を実施	A	国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化が図られている。研修事業については、アンケート調査の結果、高い評価を受けている。今後は、アンケート調査を踏まえた研修内容の一層の充実を期待する。
研修事業の効果的な実施 受講者等へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。	研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。	研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。	研修事業の効果的な実施 ・9種28講座(集いを含む)を開催し、講座受講者に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施 ・アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」と評価		
(3) 地球環境基金の運用等について 地球環境基金の広報に努め、国民・事業者等からの理解と広範な支援を得る。また、基金の適正かつ効果的な運用を図る。	(3) 地球環境基金の運用等について 民間出せんの受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出せんの総額を上回るよう募金等の活動を行う。 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	(3) 地球環境基金の運用等について 民間出せんの受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行う。 また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	(3) 地球環境基金の運用等について 1) 募金活動等 ・地球環境基金事業の役割に対する理解が得られるようホームページで寄付の方法や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載 ・環境関連団体等の募金状況調査を実施 ・民間企業からの寄付金受入に関してPRを行い、大手コンビニエンスストアから平成18年度よりまとまった寄付金を受けられる運び ・平成17年度寄付金受入実績：約1,400百万円(平成15年度末までの5カ年間の出せんの平均額比109.9%) 2) 基金運用状況 平成17年度中に満期等を迎える財政融資資金預託金について、安全かつ有利な運用を図るため、地球環境基金の運用方針を策定し、運用	A	地球環境基金においては、中期計画に基づき適切な規模の業務が実施されているが、基金の運用状況等を踏まえれば、民間寄付金の受入れの努力は重要である。民間寄付金の受入れは、中期計画に定められた額を上回っており、特に大手コンビニエンスストアから、平成18年度からまとまった寄付金を受けられる運びとなるなど、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を深めたことについて評価できる。引き続き、この基金の役割の理解を得るため、更なる努力を期待する。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 ・助成金交付申請のあった軽減事業について、審査のうえ採択し、ホームページで公表	A	助成金の交付対象である処理事業者の事業展開が遅延しているため、評価が難しい面もあるが、助成金交付要綱に基づき事業を採択し、助成事業の実施状況についてホームページで公表を行うなど透明性に配慮した事業の適切な実施に努めた。今後、処理事業者の事業が経過どおり展開されて、助成業務が順調に遂行されることを期待する。
維持管理積立金の管理業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努める	維持管理積立金の管理業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	維持管理積立金の管理業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	維持管理積立金の管理業務 ・維持管理積立金の積立者に対し、運用利息額等について通知(80件) ・当該積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知	A	積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知を的確に実行した。
石綿健康被害救済業務	石綿健康被害救済業務	石綿健康被害救済業務	石綿健康被害救済業務		実際に業務を行った期間が極めて短期間であったことなどから、具体的な評価は差し控える。
(1) 制度に関する情報提供 制度周知のための広報活動を積極的にを行い、救済制度を幅広く国民に周知する。	(1) 制度に関する情報提供 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。	(1) 制度に関する情報提供 救済制度について、広報実施計画を定め、対象者に応じたポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。	(1) 制度に関する情報提供 1) 石綿健康被害救済制度に係る広報実施計画を定め、環境省、厚生労働省及び機構が共同し、周知・広報を実施 ・環境省：法施行後の政府広報による広報 ・厚生労働省：都道府県労働局、都道府県・市町村への広報及び政省令の公布後の新聞広報、主要駅での広報 ・機構：医療機関及び石綿関連事業所等のあった地域への重点的広報	A	救済制度の情報提供については、極めて短い期間に、政府広報とも連携して広範な広報活動を推進する等、業務開始当初の取組として評価できる。今後の業務実績を見守りたい。
申請書類等については、都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに掲載し、簡単に入手できるよう配慮する。	石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。	石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。	・制度に関するパンフレット、申請の手引き及び申請書類等を、都道府県及び保健所設置政令市(127箇所)箇所)、地方環境事務所(11箇所)及び都道府県労働局(47箇所)へ申請受付日(3月20日)に間に合うよう発送 ・機構ホームページにアスベストサイトを追加し、制度の概要及び石綿と健康被害などに関する情報等を掲載し周知を図るとともに、申請書のダウンロードを可能にした		

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
<p>制度に関する相談、質問事項に的確に対応し、来訪者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、保健所等の担当者向けのマニュアルを整備するなど、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。</p>	<p>制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。</p> <p>また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。</p>	<p>制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。</p> <p>また、マニュアルの作成に先立ち、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるように、制度や事務手続きについて説明を行い、受付業務の円滑な実施に向けた準備を行う。</p>	<p>・フリーダイヤル(6回線)を3月6日より開設し、制度の概要や申請等の相談に対応</p> <p>・機構本部及び大阪支部内に相談コーナーを設け、来訪者の相談、申請等の説明を実施</p> <p>・尼崎保健所、泉佐野保健所に職員を3月20日から3月31日までの間派遣し、申請等の相談、申請書類等の受付等を実施</p> <p>・都道府県、保健所設置政令市の担当者を対象に説明会を環境省と合同で全国7箇所で開催するとともに、受付窓口担当者用のQ&A集を作成・配布し、受付業務を円滑に実施するための準備を実施</p>		
<p>救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度の運営状況を公表する。</p>	<p>無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。</p>	<p>無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取する。</p>	<p>・フリーダイヤル、相談窓口、機構ホームページ・アスベストサイトを通じて、意見・要望を聴取し、今後の資料の改善の基礎データとするほか、法・制度に係る要望等については、環境省に報告</p>		
<p>(2)石綿健康被害者の認定 救済給付の認定申請について迅速な処理を図る。</p>	<p>(2)石綿健康被害者の認定 認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。</p> <p>また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>(2)石綿健康被害者の認定 認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、手続きの標準化を図るため、執務マニュアルの作成に向けて必要な検討を行う。</p>	<p>(2)石綿健康被害者の認定 認定申請書等の受付・点検作業手順を定め、3月31日までに受け付けた認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書(604件)につき、順次必要記載事項、添付書類の確認作業を実施</p> <p>申請書類等の文書の保管、整理方法及び執務マニュアルについての検討を実施</p>		認定申請書の受付等については、極めて短い期間の中で良く対応したと評価できる。手続期間の一層の短縮を期待し、今後の業務実績を見守りたい。
<p>(3)救済給付の支給 救済給付の支給の請求について、迅速かつ適切な処理を行う。</p>	<p>(3)救済給付の支給 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。</p>	<p>(3)救済給付の支給 救済給付の支給の請求について、手続きの標準化を図るため、執務マニュアルの作成に向けて必要な検討を行う。</p>	<p>(3)救済給付の支給 平成17年度は3月20日から申請等の受付を開始し、受付業務と書類の確認業務を実施</p> <p>環境大臣への判定の申出及び法務局に対する死亡診断書の照会に向けた準備を行うとともに、支給のための準備を実施</p>		救済給付の支給請求等については、極めて短い期間の中で適切に対応したと評価できる。今後の業務実績を見守りたい。
<p>救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等が救済給付の支給に係る申請手続き等について有している意見等を把握し、利便性の向上を図る。</p>	<p>救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。</p>				
<p>(4)申請者、請求者情報の管理 申請者、請求者等の個人情報を適切に管理し、情報の漏洩などがないう措置を講ずる。</p>	<p>(4)申請者、請求者情報の管理 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。</p>	<p>(4)申請者、請求者情報の管理 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請の情報を管理するための情報処理システムを構築する。</p>	<p>(4)申請者、請求者情報の管理 認定申請書類を厳重に保管・管理</p> <p>認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書に係る情報を管理するための、第一段階の情報処理システムの構築を進行中</p> <p>医学的判定及び給付システムに係るシステム化は、平成18年度早期に実施できるよう内容を検討</p>	B	申請者、請求者等の個人情報の保護については、極めて短い期間の中で良く対応したと評価できる。今後の業務実績を見守りたい。
<p>(5)救済給付費用の徴収 船舶所有者及び特別事業主から、救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度の周知を図り、平成19年4月より拠出金を徴収する。</p>	<p>(5)救済給付費用の徴収 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。</p>				
<p>納付義務者の相談、質問事項に対応するため、納付義務者に対する提供情報等の充実を図る。</p>	<p>納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。</p>				

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
第4.財務内容の改善に関する事項	3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	
(1)予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入の確保に努め、「第2.業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行う。	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画 } 報告書P86～P94のとおり	-	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、中期目標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。	(4)承継業務に係る債権・債務の適切な処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理 また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。 返済態様 財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を奨励し、回収を協力を促進する。 法的処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。 債権分割 特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。 上記～の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。 上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間中、次期中期目標期間中の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。 また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	(4)承継業務に係る債権・債務の適切な処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理 また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。 返済態様 財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を奨励し、回収を協力を促進する。 法的処理 破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。 債権分割 特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。 上記～の方法等により、平成17年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。 上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40億円交付されることを予定している。	(4)承継業務に係る債権・債務の適切な処理 1)償却処理状況 ・平成17年度貸倒償却額 約32億円 (平成16年度約47億円) 2)正常債権以外の債権からの回収状況 返済態様 ・約82億円㊦(平成16年度約50億円) 法的処理 ・約2億円㊧(平成16年度約5億円) ・平成17年度期首の競売・破産申立等の法的処理継続中案件18件、平成17年度中の新規案件10件、平成17年度中の処分終了案件12件、平成17年度末継続案件16件 債権分割 ・約66億円㊨(平成16年度約56億円) ・平成17年度は4組合の債権分割を実施、平成17年度末債権分割先累計は27組合 ・前3項目による正常債権以外の債権の回収状況合計(㊦+㊧+㊨)約150億円(平成16年度約111億円) 3)補助金交付状況 ・平成17年度において債権管理回収業務補助金40億円交付	A	破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権回収についても、目標を上回る実績を上げている。
また、債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度においてできる限り平準的な額となるよう要求する。					
4.短期借入金の限度額 年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。	4.短期借入金の限度額 平成17年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。	4.短期借入金の限度額 平成17年5月24日から平成17年12月22日までの間に最大4,800百万円の短期借入	4.短期借入金の限度額	A	資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金を限度額の範囲内に抑えるなど適切に対応されたと評価できる。
5.重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	5.重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	5.重要な財産の処分等に関する計画 なし	5.重要な財産の処分等に関する計画 なし	-	

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
	6. 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備 ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の改善 ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費 ・ 債権管理回収業務に係る経費 ・ 人材育成及び広報の充実 	6. 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備 ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の改善 ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費 ・ 債権管理回収業務に係る経費 ・ 人材育成及び広報の充実 	6. 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度において剰余金の執行なし(参考) ・ 公害健康被害予防事業費の効率化:約25百万円 	-	
第5. その他業務運営に関する重要事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
	(1) 施設及び設備に関する計画 なし	(1) 施設及び設備に関する計画 なし	(1) 施設及び設備に関する計画 なし	-	
(1) 人事に関する計画 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮し、人員の適正配置により業務運営の効率化を図り、中期目標期間中の人事計画を定める。	(2) 人事に関する計画 人員配置、職員の業績評価及び人材育成 職員の適性を的確に把握し、適材適所に就いた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。 また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。	(2) 人事に関する計画 人員配置、職員の業績評価及び人材育成 職員の適性を的確に把握し、適材適所に就いた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。 また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。	(2) 人事に関する計画 人員配置、職員の業績評価及び人材育成 1) 適材適所に就いた人員配置 下記の事項に基づき適正等を把握 ・ 職員に対する人事関係意向等調査 ・ 新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書 ・ 各部管理職へのヒアリング ・ 人事データ ・ 石綿健康被害救済業務を新たに実施するに当たり、既存業務との兼務により準備 2) 新たな人事評価制度の試験運用 ・ 制度の趣旨、内容を周知徹底し、評価基準の統一を図るためすべての職員に対して研修を実施 ・ 各部門の目標と個々の職員による業務計画作成、職員の意識の向上を図った ・ 上司と部下の間で面談を行い、業績評価及び発揮能力評価を行い、結果を賞与に反映 3) 研修の実施 人事評価制度等の内部研修のほか、各種外部研修に職員を積極的に参加させた(研修実績:25講座、408人)	A	職員の意向調査や新人事評価制度の試験運用を行い、適材適所の人員配置を積極的に推進した。常勤職員数について、目標どおりの削減を実行するとともに、石綿関連業務を遂行する体制整備を図った。職員研修が格段に充実されたが、今後、研修効果についての検証を期待する。
<p>人事に関する指標</p> <p>業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。</p> <p>なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な人員について、1割以上の人員を既存業務の合理化により措置するとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、業務(特に内部管理業務)の合理化により措置するものとする。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費の削減を基本とする取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>人事に関する指標</p> <p>業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。</p> <p>なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間における人員の5%以上の純減については、今中期計画期間中において達成する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>人事に関する指標</p> <p>業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人 平成17年度中に2人削減予定</p> <p>石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人 平成17年度中に2人削減予定</p> <p>1) 平成17年度期初に114人であった常勤職員数を、平成18年4月1日に112人とし、2人削減(石綿健康被害救済業務を除く) 2) 平成18年3月石綿健康被害救済部を設置 要員確保のため、職員の新規採用の手続きを実施 3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえた俸給表の改定等給与体系の見直しを実施</p>			

中期目標	中期計画	年度計画	17年度実績	評価	コメント
	(参考1) 期初の常勤職員数131人(内運営費交付金職員数104人) 石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人 期末の常勤職員数の見込み146人(内運営費交付金職員数86人) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み7,020百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。				
	(3)積立金の処分に關する事項 なし	(3)積立金の処分に關する事項 なし	(3)積立金の処分に關する事項 なし	-	
(2)その他業務運営に關すること 現在実施中の事業の終了をもって廃止となる緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項 緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項 緑地整備関係建設譲渡事業については、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施するとともに、静岡(富士)地区大気汚染対策緑地について、譲渡契約に基づき、施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項 1)建設譲渡事業実施状況 緑地整備関係建設譲渡事業については、平成17年度計画のとおり、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施 ・静岡(富士)地区大気汚染対策緑地について施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行ったが、第2東名自動車道の工事遅延のため、公園整備を一部繰り越し ・完成部分については、随時富士市へ譲渡(平成17年度末現在約4.1ha)	A	予定された地区の譲渡事業の施設整備を適切に実施したが、第二東名自動車道の工事の遅れに伴い、一部の事業が繰越しとなった。平成18年度の完成に期待する。